

インボイス登録要否相談会の御案内

令和5年10月1日から開始される消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)につきましては、令和5年度税制改正により、新たに負担軽減措置などが設けられました。

1 登録要否相談会とは

登録の要否を検討されている免税事業者の方を対象とし、事業者の皆様それぞれの状況に応じた個別の相談に対応

2 登録要否相談会の日程

| 日 | 時 | 開催場所 | 定員 | 連絡先 |
|---------------|------------------------------------------|-----------------------------|-----------|-------------------------------------------|
| 令和5年8月22日(火) | | | | |
| 令和5年9月21日(木) | | | | 浦安商工会議所 ☎047-351-3000 |
| 令和5年10月4日(水) | 10時00分～ 16時00分 (12:00～ 13:00除く) | 浦安商工会議所 浦安市猫実 1-19-36 | 各日 10名 | 又は 市川税務署 法人課税第一部門 ☎047-335-4101(代表) |
| 令和5年11月14日(火) | | | | |
| 令和5年12月13日(水) | | | | |

3 相談会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

